

(お 知 ら せ)



平成22年 9月17日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、昨年9月18日に修正した敦賀発電所原子力事業者防災業務計画[※]について、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経たうえで、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を添付のとおり公表いたします。

当社は、今後とも、敦賀発電所の安全・安定運転に努めるとともに、原子力防災対策についても、本計画に基づき万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体

・ 福井県、敦賀市、滋賀県

※原子力事業者防災業務計画

平成11年9月30日、JCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月に原子力防災対策を強化するために原子力災害対策特別措置法が制定されました。

この法に基づき、原子力事業者は、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリング実施などの必要な業務を原子力事業者防災業務計画に定めています。

当社は、同計画を平成12年6月16日に作成し、毎年必要に応じて修正しています。

添付資料：「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、敦賀発電所原子力事業者防災業務計画について、社内組織改正等に伴う修正を行った。

——原子力災害対策特別措置法第7条第1項（抜粋）——

原子力事業者は、その原子力事業者ごとに……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正年月日

平成22年9月17日

3. 修正の内容

（1）SPDS※データ伝送運用変更に伴う修正

SPDSが常時伝送となったことから、「伝送を開始する」から「伝送状態に異常がないことを確認する」という記載に修正した。

※SPDS（緊急時データ伝送システム）：緊急時に発電所の状態や環境放射線の指示値等必要な情報をオンラインで国に伝送するシステム。

（2）社内人事異動に伴う修正

平成22年7月の社内人事異動に伴い、副原子力防災管理者及び代行順位表を修正した。

（3）その他

原子力防災体制発令後等における要員の派遣及び資機材の貸与に係る派遣先名の明確化（緊急時モニタリング→緊急時モニタリング本部）、貸与資機材の名称の適正化（電離箱サーベイメータ→電離箱式サーベイメータ）を図った。

以上